



中野公認会計士事務所
NAKANO C.P.A. OFFICE

中野短信

a short letter

第34号

2012年11月20日発行
TEL: 075-431-4361
FAX: 075-431-4365

今号のテーマ:「平成25年1月1日から適用される税制改正点」

本年7月4日に開催いたしました「経理責任者セミナー ～平成24年度税制改正の解説～」の中から、来年1月1日開始の改正点である「給与所得控除額の上限設定」、「復興特別所得税」、「退職所得課税の見直し」の3項目について、あらためてお知らせいたします。

「給与所得控除額の上限設定」は年間給与収入が15百万円を超える場合に、「復興特別所得税」は給与・報酬・配当・利息の源泉徴収税額に、「退職所得課税の見直し」は勤続年数が5年以内の役員に対して退職金を支給する場合に各々影響します。

給与所得控除額の上限設定（平成25年1月1日～）

改正前

年間給与収入金額	給与所得控除額
～1,625,000円以下	65万円
1,625,000円超～ 1,800,000円以下	収入金額 × 40%
1,800,000円超～ 3,600,000円以下	収入金額 × 30% + 180,000円
3,600,000円超～ 6,600,000円以下	収入金額 × 20% + 540,000円
6,600,000円超～ 10,000,000円以下	収入金額 × 10% + 1,200,000円
10,000,000円超～ 15,000,000円以下	収入金額 × 5% + 1,700,000円
15,000,000円超	



改正後

給与所得控除額
同左
〃
〃
〃
〃
収入金額 × 5% + 1,700,000円
2,450,000円(頭打ち)

復興特別所得税（震災復興財源確保法）（平成25年1月1日～）

<給与と源泉所得税>

毎月の源泉徴収税額表が変わります。（前頁の年間給与収入金額が1,500万円を超える場合（＝月額125万円を超える場合）を含め変わります。）

<報酬（弁護士や税理士など）と源泉所得税>

報酬 10,000円（別途消費税）の場合

報酬源泉所得税	10,000円	× (*1)10.21%	=	1,021円
支払金額	10,000円	－ 1,021円 + 消費税500円	=	9,479円

(*1) 10% + 復興増税 (10% × 2.1%) = 10.21%

<預金利息と源泉所得税>

預金利息 10,000円の場合

利息源泉所得税	10,000円	× (*2)15.315%	=	1,531円
道府県民税利子割	10,000円	× 5%	=	500円
入金金額	10,000円	－ (1,531円 + 500円)	=	7,969円

(*2) 15% + 同上 (15% × 2.1%) = 15.315%

従って、入金金額から預金利息を逆算する場合、次のようになります。

$$\text{入金金額} \div (*3) 0.79685 = \text{預金利息}$$

(*3) $1 - (0.15315 + 0.05) = 0.79685$

退職所得課税の見直し（平成25年1月1日～）

(1) 対象者

勤続年数5年以内の法人役員等

(2) 所得税の計算

改正前（退職金 - 退職所得控除） × 1/2 × 税率



改正後（退職金 - 退職所得控除） × 税率

(3) 役員等の範囲

- ① 法人の取締役、監査役、理事、監事などの外、法人の経営に従事している一定の者
- ② 国会議員及び地方議会議員
- ③ 国家公務員及び地方公務員



詳しくは担当者にお尋ねください